

投票済証明書を発行しないことについて

投票済証明書について、他の市区町村においては発行している場合がありますが、横浜町選挙管理委員会においては、発行は行っておりません。

その理由としては、次のとおりです。

- ・公職選挙法において発行する旨の規定がないこと。
- ・投票は個人の自由意思によってなされるべきであり、投票に行かなかったことを理由に不利益を受けることがあってはならないこと。
- ・利益誘導や買収などに利用されるおそれがあること。
- ・証明書の提示により店舗等で割引といったサービスを行っているところもあるが、選挙啓発運動と営利活動は分けて行う必要があると判断していること。
- ・広い意味での『投票の秘密』に触れるとの見解を持っていること。

公職選挙法第 1 条には「その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする。」とあります。

御理解くださいますようお願いいたします。

横浜町選挙管理委員会